

平成22年5月

# 事務事業概要

防災危機管理部

# 事 務 事 業 概 要

防災危機管理部防災危機管理分野

項 目	概 要
<p>(危機管理総務室) 室長 片山 達也 (059-224-2181)</p> <p>1 危機管理の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、県の事業・業務等に内在するリスクの把握取組、リスク情報の収集、情報共有や研修、訓練の実施、各部署等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整等を行うなど、全庁的な危機管理の推進を図るとともに、新型インフルエンザ対策に取り組む。</p>
<p>2 国民保護の推進</p> <p>(消防・保安室) 室長 内藤 一治 (059-224-2108)</p> <p>3 消防対策</p>	<p>国民保護措置にかかる職員の対処能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、国民保護訓練を実施するとともに、緊急情報の住民への伝達に有効な手段である J - A L E R T の市町への整備促進に取り組む。</p> <p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めるとともに、消防救急デジタル無線の広域化・共同化に向けた体制整備の取り組みを支援する。</p> <p>2 消防施設整備の支援 市町の消防施設整備事業に係る国の補助金交付事務及び県費補助を行い、消防施設の充実を支援する。</p> <p>3 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定 傷病者の搬送及び受入れの円滑化を図るため、消防機関、医療機関を構成員とする協議会を設置し、傷病者の症状等に対応出来る医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。(健康福祉部医療政策室と共管)</p> <p>4 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の消防車両等の整備に係る国の補助金交付事務や緊急消防援助隊の訓練等を実施し、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>5 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の気管挿管や薬剤投与に係る講習や病院実習等を進め、救急救命士等の知識や技術の向上を図る。</p>

項 目	概 要
4 予防・保安対策	<p>6 消防団の活性化</p> <p>団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進などの対応方針に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p> <p>1 高圧ガスの保安</p> <p>(1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。また、高圧ガス保安担当者に対して、保安講習やハザード低減対策研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>2 火薬類の保安</p> <p>火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>3 猟銃製造販売の適正管理</p> <p>武器等製造法に基づき、猟銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施するとともに、警察本部と協働して、盗難、不正流通等を防止し、保管、管理の徹底を進める。</p> <p>4 電気関係の保安</p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p> <p>5 住宅防火及び火災予防の推進啓発</p> <p>増加傾向にある火災による死者数を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民（特に高齢者等）及び事業所等の防火意識を高める。</p>

項 目	概 要
<p>(防災対策室) 室長 福本 智一 (059-224-2189)</p> <p>5 防災対策</p>	<p>6 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施 危険物取扱者及び消防設備士に対して講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>7 石油コンビナート防災対策 石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p> <p>1 防災体制の整備</p> <p>(1) 地域防災計画の検証 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう訓練等を通じて、地域防災計画を定期的に検証するとともに、所要の改訂を行う。</p> <p>(2) 三重県防災対策推進条例の推進 防災意識の高揚と、県・県民・事業者等の責務の明確化を目的に制定した三重県防災対策推進条例の普及啓発を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の取り組みを推進する。</p> <p>(3) 三重風水害等対策アクションプログラムの推進 平成22年度を初年度とする三重風水害等対策アクションプログラムに基づき、総合的かつ計画的な風水害等対策の推進を図るとともに、県民しあわせプラン次期戦略計画等の策定とあわせ、平成23年度以降の数値目標について所要の見直しを行う。</p> <p>(4) 広域防災拠点施設の整備 東海地震、東南海・南海地震の地震による被害が比較的少ないことが予想され県内の他地域への支援拠点として機能するとともに、現状の防災関連施設や孤立に関する比較など防災力の総合的判断により、伊賀地域に備蓄機能や空輸機能等を有し、災害発生後の応急復旧対策活動を効果的に行うための拠点施設を整備する。</p> <p>(5) 災害対策本部機能強化 総合的な防災機能の充実と災害即応体制の構築を図るため、災害対策本部機能をもった本庁舎整備等を実施し、県災害対策本部の体制及び機能の強化を図る。</p>

項 目	概 要
	<p>(6) 防災情報提供プラットフォームの整備            防災情報システムにより、災害発生時における迅速・的確な被害情報の収集を行い、災害応急対策活動を円滑に進めるとともに、「防災みえ.jp」により、県が収集した気象情報、ライフライン情報、被害情報等を県民へ提供する。</p> <p>(7) 県職員の防災対応力向上            県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、職員に対する研修・訓練等の実施により、災害時の防災対応力の向上を図る。</p> <p>2 気象情報等の収集            災害の予防・軽減を図るため、各種の気象情報、地震情報等の収集を行い、関係機関に伝達するとともに、県災害対策本部の初動体制の確立、迅速な対応を図る。</p> <p>3 防災訓練の実施            地震災害等の自然災害に備え、県民の防災意識の高揚と県、市町、防災関係機関、県民相互間の防災協力体制の強化及び防災対応力の向上を目的に総合防災訓練を実施するとともに、非常参集訓練や図上訓練等を実施し、地域防災計画等の検証を行う。</p> <p>4 防災ヘリコプターの運航管理            消防防災体制の充実強化を図るため、県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、平成5年4月に導入した防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急活動、救助活動、災害応急対策活動、山林火災防衛活動等を実施する。</p> <p>5 衛星系防災行政無線の更新            衛星系防災行政無線が経年劣化し障害が頻発していることや、災害対策に求められる情報が多様化・大容量化していることから、平成22年度から衛星系設備の更新・次世代化を行う。</p> <p>6 防災行政無線の管理、運営            地域防災計画に基づき、気象予警報をはじめとする各種防災情報を防災行政無線（地上系、衛星系の無線局）及び防災情報、画像情報など大容量の高速データ通信が容易なブロードバンドネットワーク（CATV、インターネット等）を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努めるとともに、日常点検、定期点検等の実施により障害発生の未然防止を図る。</p>

項 目	概 要
<p>(地震対策室) 室長 小林 修博 (059-224-2184)</p> <p>6 地震対策</p>	<p>1 第2次三重地震対策アクションプログラムの推進及び次期アクションプログラムの策定 発生が危惧されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震に備え、平成19年度から22年度を計画期間とする「第2次三重地震対策アクションプログラム」に基づき、総合的かつ計画的な地震対策の推進を図るとともに、その成果の検証等を行い、次期アクションプログラムを策定する。</p> <p>2 三重県業務継続計画（仮称）及び三重県復旧・復興マニュアル（仮称）の作成 三重県が被災した場合でも継続して県業務を適切に実施するための「三重県業務継続計画（仮称）」及び災害発生後の応急対策から円滑に復旧・復興対策を実施するための「三重県復旧・復興マニュアル（仮称）」を作成する。</p> <p>3 市町の地震対策支援 市町の地震対策アクションプログラムの策定を促進するとともに、市町が実施する津波対策・孤立対策・避難所耐震化対策・要援護者対策の補助及び津波避難計画の策定支援により、減災に向けた地震対策の向上を図る。</p> <p>4 市町防災力の向上 地域防災力向上の重要な役割を担う市町が、自らの防災力の強み・弱みを認識し、効果的な防災対策をより一層推進するために、市町防災力向上アドバイザーや、災害対策本部の設置に伴う図上訓練等の取組を支援する防災技術専門員・指導員を派遣する。</p> <p>5 地域防災力の向上 県内地域と密着した災害対策の研究を行う三重大学と県が連携し、市町職員や企業の防災担当者及び自主防災組織・住民等を対象に、地域防災の担い手となるための人材育成を行うとともに、地域防災ネットワークを構築するため、地域貢献事業を各地域で展開することにより、地域防災力の向上を図る。</p> <p>6 自主防災組織の促進 県内全地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動、多様な主体による防災ネットワークへの積極的な参画を促すための事業を展開する。</p>

項 目	概 要
	<p>7 企業防災力の向上  地域防災力の向上には、地域の一員である企業・事業所の防災力向上が必要であることから、企業自らの取り組みを促進するため、災害発生時における企業の持つ人的資源、物的資源の活用等、企業と地域との連携に係る事業を実施する。</p> <p>8 活断層詳細調査の実施  新たな活断層が存在する可能性を示す地形が発見された熊野から新宮にかけて、活断層の存否及び性質について県の防災上必要な基礎資料を得るため、国や研究機関と連携し、詳細調査を実施する。</p> <p>9 地震防災対策の普及啓発  「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、県民の防災意識の高揚を図り、「みえの防災風土」を築いていくため、「みえ地震対策の日」（12月7日）を中心として、「みえの防災風土づくりシンポジウム」などの啓発事業やマスメディアの活用等により、正しい防災知識と多様な主体の協働による効果的な地震防災対策の普及啓発を実施する。</p>